

# 愛知県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画

令和5年 3月16日策定

令和5年12月22日一部改定

令和7年 3月28日一部改定

令和8年 3月31日一部改定

愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村、

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第16条第1項の規定に基づき、この基本計画を策定する。

## 1 基本計画策定の趣旨

愛知県では、1994年3月に「愛知県環境保全型農業推進基本方針」を策定し、化学肥料・化学合成農薬の使用量低減に取り組むとともに、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、2000年度から持続性の高い農業生産方式に取り組む農業者(通称:エコファーマー)の計画認定を開始するなど、環境と安全に配慮した農業を推進してきた。

また、農林水産業の適切な営みによってもたらされる安全で安心できる豊かな暮らしづくりを進めるため、2004年に、「将来にわたる安全で良質な食料等の安定的な供給の確保とその適切な消費及び利用」、「森林等の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮による安全で良好な生活環境の確保」の2つを基本理念とする「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」を施行した。県は、この条例に基づき、「食と緑の基本計画」を策定しており、2005年以降5年ごとに新たな計画を策定しており、「食と緑の基本計画2030」では、「環境と調和のとれた持続的な農林水産業の実現」をめざし、生産活動が環境に与える負荷を軽減するとともに、適切な資源管理により農林水産業の持続可能性を高める取組を推進することとしている。

一方、国は、近年、気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化していることから、農林漁業の持続的発展等を図るため、2021年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定した。さらに、2022年には環境負荷の低減に資する取組を推進するため、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)(以下「みどりの食料システム法」という。)を制定・施行した。

本計画は、環境と調和のとれた持続的な農林水産業の実現をめざす本県施策の方向性を踏まえつつ、みどりの食料システム法及び同法に基づく国の基本方針に基づき、みどりの食料システム法第16条第1項に規定する基本計画として策定するものであり、同法第16条第2項各号の計画記載項目は以下のとおりとする。

## 2 計画の期間

この基本計画の期間は、2030年度(令和12年度)までとする。

ただし、情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととする。

### 3 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

関連する事業活動	目標(指標)	目標(累計)
	環境負荷低減に取り組む生産者数(みどり認定者数)※1	1,200人増 (2026-2030年)
①堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動	環境に配慮した持続的農業技術の開発 ※2	7技術 (2030年)
	病害抵抗性を有する品種(系統)の開発 ※2	9品種(系統) (2030年)
	有機農業に取り組む面積 ※3	900ha (2030年)
	国際水準 GAP の実施 ※1	ほぼすべての産地で実施 (2030年)
	家畜排せつ物処理高度化施設の整備件数 ※4	64件 (2026-2030年)
	堆肥の利用量	750千t/年 (2026-2030年)
②温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動	温室効果ガスの排出の量の削減に資する技術の開発 ※2	3技術 (2030年)
	燃油の削減に取り組む農家戸数 ※5	1,200戸 (2030年)

(※1 別紙1-1参照)

(※2 別紙1-2参照)

(※3 別紙1-3参照)

(※4 別紙1-4参照)

(※5 施設園芸等燃油価格高騰対策に取り組む農家戸数)

### 4 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

農林漁業者が行う事業活動であり、かつ、農林漁業の持続性の確保に資するものであって、(1)から(3)のいずれかに掲げる取組を推進する。

#### (1) 堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動

化学肥料及び化学農薬の過剰な使用に伴い発生する水質汚濁や土壌の劣化、生物多様性の低下等の環境負荷の低減を図るため、土づくりと、化学肥料及び化学農薬の使用量の低減に資する生産技術を活用する取組を一体的に行う事業活動を推進する。また、化学肥料及び化学農薬を使用しない有機農業についても、同活動として進める。

#### 【具体的な取組例】

- ・土壌診断の定期的な実施
- ・家畜排せつ物等の有効利用により得られる堆肥等の使用による土壌改良
- ・局所施肥技術の導入や有機質肥料の使用
- ・カバークロープ(緑肥)の作付け等による化学肥料の使用量の低減
- ・病虫害の発生の予防を含む様々な防除方法を組み合わせた総合防除の導入

- ・肥料価格高騰に対応するコスト低減技術に基づく減肥の取組の実践

## (2) 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動

農林業機械・漁船や、施設園芸での加温施設等における燃油使用に由来する二酸化炭素、農地土壌及び家畜排せつ物の管理並びに家畜の消化管内発酵に由来するメタン及び一酸化二窒素等、農林漁業の事業活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動を進める。

### 【具体的な取組例】

- ・農業機械の省エネルギー化・電動化・バイオ燃料への切り替え
- ・施設園芸におけるヒートポンプや木質バイオマス等を燃料とする加温機等の導入による燃油使用量の削減
- ・水田作における秋耕の実施や中干し期間の延長
- ・温室効果ガスの発生量の少ない家畜排せつ物処理等の新技術の活用
- ・温室効果ガスの排出が少ない飼養管理技術の導入
- ・農林漁業の事業活動における再生可能エネルギーの活用
- ・省エネ型高性能林業機械やきのこ生産施設におけるヒートポンプ、木質バイオマス暖房機などの省エネルギー設備等の導入
- ・漁船の低燃費エンジンなど省エネルギーに資する機器の導入

## (3) 農林水産省令で定める事業活動

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則第1条第1項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動を推進する。

### 【具体的な取組例】

- ア 土壌を使用しない栽培技術における化学肥料・化学農薬の使用低減
  - (ア) 排液センサーや日射センサー、または排液量や日射量に応じた給液システム等環境制御装置の導入
  - (イ) その他、土壌を使用しない栽培技術における化学肥料・化学農薬の使用低減
- イ 環境負荷低減型飼料の給与
  - (ア) 通常の飼料に代えて、粗タンパク質(CP)の含有率が低い飼料(環境負荷低減型配合飼料、アミノ酸バランス改善飼料)を給餌することによる、家畜ふん尿中の窒素排出量の低減
  - (イ) 通常の飼料に代えて、環境負荷低減型配合飼料又はフィターゼ添加飼料を給餌することによる、家畜ふん尿中のリン排出量の削減
  - (ウ) その他、環境負荷低減型飼料の給与
- ウ 土壌への炭素貯留に資する土壌改良資材(バイオ炭等)の適正量の施用
- エ 生分解性マルチの利用
- オ プラスチック被覆肥料の代替技術の導入
  - (ア) プラスチックを使用しない緩効性肥料やペースト肥料への切替え
  - (イ) 浅水代かきの実施
  - (ウ) 排水口ネットの設置等の流出防止対策の実施
- カ (1)及び(2)並びに上記に掲げるもののほか、その地域における通常の技術と比較して、環境負荷低減に資する技術を組み合わせて行う生産活動

## 5 特定区域の設定

地域のモデルとなり得る先進的な取組の創出に向けた特定区域を、別紙2-1、2-2及び2-3のとおり設定する。

今後も引き続き、市町村と連携して、地域のモデルとなり得る先進的な取組の創出に向けた特定区域の設定を推進する。

## 6 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項等

### (1) 環境負荷の低減に資する研究開発

作物や野菜、花き、果樹等の高収量・高品質安定生産、高度なセンシング技術などの次世代技術の活用、土壌炭素貯留を高める露地野菜の安定生産技術や地球温暖化抑制のための有機質資材施用技術の開発等により、環境負荷の低減と競争力強化との両立に資する技術を開発することで、強い農業経営の確立を図る。

また、あいち農業イノベーションプロジェクトにより、農業総合試験場を中心にスタートアップ等の民間技術者や大学と共同で、環境負荷の低減に資する新技術の開発を進める。(別紙1-2及び1-3参照)

### (2) スマート農業技術の開発・普及

温室効果ガスの排出削減や、化学肥料及び化学農薬の使用量削減等につながる技術の開発や実証を行う取組を推進する。

(別紙1-4参照)

### (3) 新品種の開発

水稻、小麦、野菜、花き、果樹の育種について、高収量・高品質安定生産が期待でき、地球温暖化などの気候変動にも対応しつつ病虫害抵抗性も有するなど、実需者・消費者の多様なニーズを的確にとらえ、かつ、環境負荷低減に資する品種を戦略的に開発する。(別紙1-2参照)

### (4) 堆肥の利用促進

耕畜連携により、地域内で家畜ふん堆肥の利用を一層進めるため、袋詰め装置、マニュアルスプレッダーなど利用促進機械装置やストックポイント等を中心として整備を図る。

(別紙1-5参照)

## 7 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

### (1) いいともあいち運動の推進

消費者と生産者が一緒になって本県の農林水産業を盛り上げていこうとする取組であり、また、本県版地産地消の取組でもある「いいともあいち運動」を一層推進することにより、本県産農林水産物の流通及び消費の促進を図る。

特に、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物については、農業生産活動の改善による環境負荷の低減や農産物の安全性の確保のための取組の見える化などにより生産者と消費者・流通関係者の相互理解を醸成する取組を促進する。

(別紙1-1及び1-3参照)

### (2) 食を通じた環境への配慮に関する取組

毎日の食生活における環境への影響に関する理解を深め、環境に配慮した食生活の実

践に取り組む人づくりを進めるため、子どもに対する環境学習を推進するとともに、環境に配慮した食料品等の購入、エシカル消費の実践等を啓発する。

また、食品関連産業などにおいては、引き続き、環境への配慮を促すことにより、食べ物の生産・提供から生じる環境への負荷を軽減する。

(別紙1-3及び1-6参照)

## 8 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

### (1) GAP手法の推進

農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動であるGAP(農業生産工程管理)手法は、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保等に資するとともに、農業経営の改善や効率化につながる取組であるため、国際水準GAPの一層の普及を推進する。

(別紙1-1参照)

### (2) 有機農業の推進

有識者等を交えて本県の有機農業の推進内容を検討し、有機農業を指導できる人材の育成、消費者等の理解促進、有機農業産地の育成などの必要な取組を推進する。

(別紙1-3参照)

### (3) 水田からの濁水の河川流出削減の推進

ほ場への入水前に畦畔や排水口周辺の点検、補修を実施し、代かきは浅水状態で行い、かけ流しは絶対にせず、排水口から流れ出ないようにする。また、必要に応じて濁水防止用の凝集沈殿剤の利用等の対策を実施する。

### (4) 環境と調和のとれた持続的な農林水産業の推進体制

#### ア 県域における推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内関係部局における既存の各種計画と本計画との整合を図り、試験研究機関、普及組織などの関係機関、関係団体等との連携により推進する。地域が取り組むべき課題の提言、取組推進のために必要な支援を行う。

#### イ 地域における推進体制

本計画の推進にあたっては、各農林水産事務所段階で開催する市町村、農業者団体、県関係機関等で構成する「農業改良普及推進会議」において、情報を共有し、地域で取り組むべき課題、取組状況等を把握、検討を行い、必要な支援を行うなど地域の実情に応じて連携を図り、取組を進めるものとする。

(添付資料)

- 別紙1-1 食と緑の基本計画 2030
- 別紙1-2 愛知県農林水産業の試験研究基本計画 2030
- 別紙1-3 愛知県有機農業推進計画
- 別紙1-4 愛知県スマート農業ビジョン
- 別紙1-5 愛知県家畜排せつ物利用促進計画
- 別紙1-6 あいち食育いきいきプラン 2030
- 別紙2-1 特定区域の区域及び事業活動の内容(岡崎市)
- 別紙2-2 特定区域の区域及び事業活動の内容(大府市)
- 別紙2-3 特定区域の区域及び事業活動の内容(南知多町)